

意見等の概要と議会基本条例検討会の考え方

お寄せいただいたパブリックコメントによるご意見等の概要と合わせて、平成22年11月23日に開催した新潟市議会基本条例（試案）市民との意見交換会における主なご意見等に対する、議会基本条例検討会の考え方は次のとおりです。

箇所	条例（試案）記述	パブリックコメントによる意見等	市民との意見交換会における意見等	議会基本条例検討会の考え方	修正
一	条例（試案）全体	<p>今までの議会運営ではどこがいけなかったのかを検証して、なぜこの条例を作ることにしたのか、検証して見つかった課題をどうこの条例に反映させているのかの説明が不十分だと思う。</p>	<p>今までも当然こういうことはやられてきたと思うが、この条例ができるどころが違うのか。一番の目標は何か。</p>	<p>条例の目標（目的）は、第1条に規定しており、議会と議員の活動の基本を定め、その役割と責務を果たし、開かれた議会の実現を図ることにより、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的としています。</p> <p>この条例に規定している内容の多くは、これまでも取り組みを行ってきていますが、議会全体としてではなく、議員個人としての取り組みという部分が多いため、議会が何をしているのかわからないなど批判の声も聞こえてきます。</p> <p>また、地域主権や住民自治など、自治のあり方も大きく変わっており、より市民との関係が重要になっています。そのため、議員個人ではなく、議会という機関・組織として市民と向き合っていくために、最低限の決まりごとを条例として定めるものです。</p> <p>この条例を基に市民に信頼され、開かれた、そしてより公正・透明な議会となるよう努力することにより、議会・議員がより市民に身近になるものと考えています。</p>	無
		<p>全体として、書いてあることをどうやって実行するかがないため（議員の方たちが変わりなく熱意を持って議会活動に望むにしても）、今までと違う議会と市民の関わりがわかりにくい。（例えば、第3条第1項第3号・第4号、第4条第1項第1号・第2号など）本文に入れないのであれば別に定めるべき。</p>	<p>議会基本条例の制約はどの位あるのかわからない。条例をつくったからといって何か変わるのか。</p> <p>当たり前の条例で今さらとの意見も意見交換会であったが、ここでキチッと議会基本条例を定めておくべき。一組織、機関としての表明宣言は当然文言として定めておくべきではないか。</p>		
		<p>「議論」と「討論」、「知見」、「調整」、説明会で意見があった「事件」などの使い方が市民にはなじみにくいと思う。本気で市民にひらかれた議会を目指すならば市民にわかりやすい文字や使い方にすべき。</p>		<p>ご意見の趣旨はわかりますが、法律上の趣旨を明確にするためこのような文字の使い方にしました。</p>	無
		<p>詳細に条例案を拝見すると、このままでは具体的な議会改革の進展に多くは期待できない。個別条文の字句修正では追いつきそうにない。制定理念の議論を有権者市民と共有することが不可欠のように思う。</p>		<p>条例の理念については、意見交換会等での市民の意見も聴き、議会への疑問点、不信点、要望等を議会基本条例検討会で再度協議を重ねました。今後、議会報告会等で理念や改革の推進状況等を説明していく必要があると考えています。</p>	無
			<p>この条例は必要ないのではないか。その前に特別地方公務員として、地方公務員法に基づき何をしなければならぬのか、そういうことを議員は考える必要があるのではないか。</p>	<p>議員は特別職の地方公務員であり、地方公務員法の規定により活動するものではありません。</p> <p>この条例は一人一人の議員の活動のみならず、議会全体の活性化と改革を規定しているものです。</p>	無

箇所	条例（試案）記述	パブリックコメントによる意見等	市民との意見交換会における意見等	議会基本条例検討会の考え方	修正
	※前頁の続き		全文を見たとき具体性がないところが結構あると感じた。例えば「別に定めます」という言葉がある。そうしたところはもっと具体的に、いつ、どこで、どういうことをするかなど、明文化すべきではないか。	第6条に規定する推進組織を設置し、運営方法などを具体的に検討しながら進めていきます。	無
			議会基本条例で使用する用語や定義の規定がない。	用語の定義は条例で使われている用語の意味が正確に伝わり、解釈上の疑義が生じないようにするために置かれる規定ですが、本条例では用語の定義の代わりに略称を定めるなど、市民にとってよりわかりやすい言葉を使用するよう努めました。	無
			条例が「です・ます」調であることが何か違和感がある。	市民に議会をより身近で親しみやすく思っていたため「です・ます」調にしました。	無
P 1 ～ P 2	前文 日本国憲法に基づく地方自治制度の二元代表制の下、議会は、選挙により選ばれた市民の代表者である議員により構成される議事機関であり、意思決定機関としての役割を担っています。		議会基本条例制定に至る背景や決意として、前文に本市における自治の最高規範である新潟市自治基本条例が記載されていないが、何か理由があるのか。	自治基本条例の精神や理念は尊重していますが、議会基本条例は自治基本条例に基づいた下部条例ではなく、独立した条例であるため記載していません。	無
P 1	自治体の自主的な決定と責任が拡大した今日、議会が地域における住民自治の発展と市民福祉の向上のために果たすべき役割は、ますます大きくなっています。地方自治を推し進めるためには、主権者である市民と自治体が信頼関係を築き、協働の精神をはぐくむことが不可欠であり、市民の議会への参画の保障等、議会に対する市民の権利を明確にする必要があります。 議会は、その持てる立法機能、監視機能、調査機能、政策形成機能等の権能を十分に駆使し、自由かつ達な議論と討論を通して、市長等が行う計画等の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を広く市民に明らかにするとともに、最良の決定を導き出さなければなりません。 新潟市は、多様な暮らしや個性的な歴史ある文化を持つ近隣市町村が合併し、都市と農村が共存する政令指定都市となりました。大都市としての課題を抱えると同時に、各区及び各地域にはそれぞれの諸課題があります。議会は、これらの課題について市民の意見を聴取し、広い識見に基づいて市政に反映させていく責務があります。 よって議会は、このような役割と責務を自覚し、市民の負託にこたえていくため、市民に信頼	(1段落目を次のように修正) 新潟市民から選挙で選ばれた議員により構成される新潟市議会は、同じく新潟市民から選挙により選ばれた市長とともに、新潟市の代表機関を構成する。 (理由) 簡潔明瞭にする。 二元代表制の意義を述べる。		ご意見の趣旨については検討会でも他都市の条例も参考にしながら議論を重ねてきた結果として、このように前文をまとめたところです。	無
		前文に「市民の議会への参画の保障等」、「議会に対する市民の権利」を明確にする必要があると書いてあるが本文中のどこの部分にそれが書き込まれているのか、試案を読んで説明会に参加したがよくわからない。		「第3章 市民と議会」の中で議会として市民の権利を保障しています。また、第8条に市民参画の推進を規定しています。	無
		前文2段落目と3段落目の間に次のように「議会の使命と議員の職責」を追加する。 (議会の使命) 第一に地方公共団体の具体的政策を最終的に決めることである。第二は、議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が、全て適法・適正に、しかも、公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し監視することである。 この批判と監視は、非難でもなければ批評や評論		前文に議会の使命は「議会は、その持てる立法機能、監視機能…（中略）最良の決定を導き出す」ことであるとしています。また、議員の職責については「議会は、これらの課題について…（中略）市政に反映させていく責務」とした議会の責務を、議員一人一人が負っているものと考えています。よって、ご意見の趣旨については前文に盛り込まれているものと考えています。	無

箇所	条例（試案）記述	パブリックコメントによる意見等	市民との意見交換会における意見等	議会基本条例検討会の考え方	修正
	<p>され市民に開かれた議会を実現し、本市における民主主義と市民自治を進展させ、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定します。</p>	<p>でもなく、あくまでも住民全体の立場に立ってなされる文字どおり正しい意味での批判であり、また、住民の立場に立って監視であるべきである。</p> <p>（議員の職責）</p> <p>議員は、住民全体の代表者であり、奉仕者であって、これが議員の本質というべきである。</p> <p>議員は、常に住民の中に飛び込み、住民との対話を重ね、住民の悩みを汲み取りながら議論を重ねて調査研究を進め、住民全体の福祉と地域社会の活力のある発展を目指して時には住民に訴え、時には住民を指導して、その実現に積極的に努力することが大事である。</p> <p>そして、議会が持つ二つの使命「具体的な政策の最終決定」と「行財政運営の批判と監視」を、完全に達成できるように議会の一員として懸命に努力することが議員の職責である。</p> <p>（追加理由）</p> <p>試案では、議会の使命と議員の職責がない。</p>			
P 1		<p>試案の前文9行目（3段落目）の「立法機能」を「議事機関」に。</p> <p>（修正理由）</p> <p>日本国憲法は、第93条で「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」と定めている。</p>		<p>議会が議事機関であるということは前文の冒頭で規定しています。また、条例等を制定するという議会の立法機能を発揮することは、議会の重要な使命と考えています。</p>	無
P 1 ～ P 2	<p>※前頁の続き</p>	<p>（4段落目の後半の下線部分の修正）</p> <p>新潟市は、多様な暮らしや個性的な歴史ある文化を持つ近隣市町村が合併し、都市と農村が共存する政令指定都市となりました。大都市としての課題を抱えると同時に、各区及び各地域にはそれぞれの諸課題があります。<u>議会は、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く市民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議をとおして、これら論点、争点を発見、公開することは、討論の広場である議会の第一の使命である。</u></p> <p>（理由）</p> <p>市民が求める議会機能は「市政への反映の委託」ではなく市民への「論点、争点の開示」です。そのためには議会が真に「討論の場」となっていくべき。</p>		<p>ご意見の趣旨については検討会でも他都市の条例も参考にしながら議論を重ねてきた結果として、このように前文をまとめたところです。</p>	無

箇所	条例（試案）記述	パブリックコメントによる意見等	市民との意見交換会における意見等	議会基本条例検討会の考え方	修正
P 2		試案の前文15行目（4段落目）、17行目（5段落目）の「議会」を「議員」に。 （修正理由） 「議員は」の後に続く文章は、議員とした意味である。		議会基本条例であることから、議員はもとより議会全体で取り組む決意を表しています。	無
		試案の前文19行目（5段落目）の「市勢」を「市政」に。 （修正理由） 行政で使うのは「市政」である。		行政を意味しているわけではなく、文字通り新潟市の「勢い」を発展させる意味で「市勢」としています。	無
P 2	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、議会に関する基本となる事項を定め、議会の役割と責務を果たし、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とします。</p>	（条文を次のように修正） 第1条 この条例は、二元代表制のもと、議会及び議員の役割等に関する基本となる事項を定め、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とします。 （理由） 二元代表制との関連、議会と議員に関する条例であることを明記。		二元代表制については前文で規定しています。この条例は議会全体の役割や責務を規定しています。なお、議員の役割等については第4条で規定しています。	無
		「議会に関する基本となる～」を、「議会及び議員の活動」に関するに加筆。 （理由） この条例は各条項とも議会と議員それぞれの個別に表記しています、したがって「議会及議員の活動」とした方が、条文の構成上の整合性が整えられる。そもそも議会条例は「議会と議員の活動の原則を定めたもの」と理解される。		議会と議員の活動原則に加えて、議会事務局などの体制整備や市長等の説明などの執行機関のことについても規定しているため「議会に関する基本となる事項」としています。	無
		「市勢」を「市政」に。 （修正理由） 行政で使うのは「市政」である。		行政を意味しているわけではなく、文字通り新潟市の「勢い」を発展させる意味で「市勢」としています。	無
P 2 ～ P 4	第2章 議会及び議員 全体	「議事機関」として自己限定していることがネックとなっていないか。「市民の代表機関」としての議会機能を原点としてもらいたい。		この条例を制定することは、ご意見の趣旨を含むものです。「市民の代表機関」としての議会機能を原点として条例（試案）作成に取り組みました。	無
P 2	<p>（議会の役割及び活動原則）</p> <p>第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担います。 （1）議案、陳情等（以下「議案等」といいます。）の審議及び審査をし、議決を行うこと。</p>	<p>（条文を次のように修正）</p> <p>（1）議案、陳情等（以下「議案等」といいます。）の審議及び審査により、論点、争点を明らかにするとともに、合意形成に努め、条例の制定及び予算の決定等、市の意思決定を行うこと。</p> <p>（理由） 「討論の場」としての議会を明記。</p>		「討論の場」という文言は使用していませんが、前文でも条文でも議論と討論の趣旨を尊重して作成しています。	無

箇所	条例（試案）記述	パブリックコメントによる意見等	市民との意見交換会における意見等	議会基本条例検討会の考え方	修正
P 2	（議会の役割及び活動原則） 第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担います。 （2）自治立法権を発揮するとともに、政策提案を行うこと。	（条文を次のように修正） （2）自治立法権を発揮し、政策立案及び政策提言を行うこと。 （理由） 「提案」ではなく、議会自ら「立案」を目指す。		立案及び提言を提案としました。	無
P 2	（議会の役割及び活動原則） 第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担います。 （3）市長その他の執行機関及び公営企業管理者並びにその職員（以下「市長等」といいます。）の事務の執行について監視し、政策の効果を適切に評価すること。		「市長その他の執行機関及び公営企業管理者並びにその職員」は市民にとってわかりにくいのでは。川崎市の条例のように「市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会・・・」のようにしてはどうか。	自治基本条例第2条第1項第2号の定義でも、「市長等は市長その他の執行機関及び公営企業管理者をいう。」と表記されているためそれに準じました。	無
P 2	（議会の役割及び活動原則） 第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担います。 （4）市民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に反映させること。		「市民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に反映させること」ではわかりにくいいため、「政策に反映させること」を「市政及び議会運営に反映させること」のように替えてはどうか。	政策提案は議会の有する重要な権能のひとつです。そこに市民の多様な意見を反映させることを規定したものです。この政策形成にはご意見の内容についても含まれるものと考えています。	無
P 2	（議会の役割及び活動原則） 第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担います。 （5）意見書、決議等により、国等への意見表明を行うこと。		「国、県、関係官庁への意見表明を行うこと」に訂正すべき。	地方自治法では意見書を「国会または関係行政庁に提出することができる」と明記していますが、これを条例（試案）では「国等」と規定しました。	無
P 3	（議会の役割及び活動原則） 第3条第2項 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動します。 （4）市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、様々な機会を活用して市民への説明責任を果たすこと。	区自治協議会など新たな自治組織の定着を踏まえた、議会自らの有権者市民への説明責任をこそ確立してもらいたい。		第3条第2項第4号に規定しているように、議会としての市民への説明責任を果たしていきたいと考えます。 また、その方法のひとつとして、議会報告会の開催を第8条第5項に規定しています。	無
		（条文を次のように修正） （4）市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、様々な機会を活用して市民への説明責任を果たすと同時に、説明に対する市民の意見を聴くこと。 （理由） 説明だけでは不十分。「聴く」ことが不可欠。		「説明責任」とは説明するだけではなく、その説明に対する市民意見を聴取し、次の判断にフィードバックすることを含んでいます。	無
		「～様々な機会を活用して市民への説明責任を果たすこと」この「機会」のひとつに、「議長の定例記者会見」の実施を担保してもらいたい。 （理由） 二元代表制の一方の市長は行っています、議会の情報発信ひとつとして、説明責任及び開かれた議会		具体的な取り組みに関しては、第6条に規定する「推進組織」でご意見の趣旨も含め検討していきたいと考えます。	無

箇所	条例（試案）記述	パブリックコメントによる意見等	市民との意見交換会における意見等	議会基本条例検討会の考え方	修正
	※前頁の続き	の面からも、また議会の存在感を市民に示す意味でも必要。条例に織り込む事ができなくても、是非、実施に結び付けてもらいたい。（三重県議会で実施）			
P 3	（議員の活動原則） 第4条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者及び議事機関の構成員として、次に掲げる原則に基づき活動します。	（条文を次のように修正） 第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動します。 （理由） この説明は不要ではないか。		市民にわかりやすく、より具体的に表現したものです。	無
P 3	（議員の活動原則） 第4条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者及び議事機関の構成員として、次に掲げる原則に基づき活動します。 （1）市民の意見を的確に把握し、市民の代表として議会で十分に審議及び討論を尽くすこと。		「市民の意見を的確に把握し」とうたっているが、立派なものをつくることは簡単。本当にそれに魂を入れて実のあるものにするのかしないのかが問題ではないか。	第8条第4項で意見交換の場を設けることとし、第5項では議会報告会を開催することとしています。こうした取り組みを具体的にを行うことにより、市民意見を的確に把握していきます。	無
			「審議及び討論を尽くす」とあるが、議論はしないのか。 大いに議論をして事案の質を協働で高めていくことをすべきである。議論が欠落している。（討論と議論の違いがわかっていないのでは）	第16条第1号で積極的な議員間討議を規定しており、「質の高い」議論を展開していきます。	無
P 3	（議員の活動原則） 第4条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者及び議事機関の構成員として、次に掲げる原則に基づき活動します。 （2）自らの議会活動を市民にわかりやすく説明すること。	（条文を次のように修正） （2）自らの議会活動を市民にわかりやすく説明するとともに、説明に対する市民の意見を聞くこと。 （理由） 説明だけでは不十分。「聴く」ことが不可欠。		説明すると同時に、市民の意見を聴くという趣旨も含んだ条文です。	無
		「議員の活動原則」として、個々「議員」の市民への説明責任を明記しているが、基本条例には不要です。基本条例に必要なことは「機関としての議会」の説明責任である。		議員は選挙において選ばれた者として、市民に対する説明責任を負っていると考えています。	無
			「自らの議会活動を市民にわかりやすく説明する」だけでなく「多様な市民の意見を市政に反映させること」ということを入れてはどうか。	第3条第1項第4号及び第8条第1項では議会は市民の多様な意見を政策形成に反映させるものと規定しています。議員においても同様と考えています。	無
P 3	（議員の活動原則） 第4条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者及び議事機関の構成員として、次に掲げる原則に基づき活動します。 （3）各区の実情の把握に努めるとともに、市政全体を見据えた広い視点及び長期展望を持つて的確な判断を行うこと。	「各区の実情の把握～」と区に触れているが、もっと具体的な条文にすべき。 （条項追加） 議会は、区で執行されている事務、その他の行政について具体的かつ個別に検討する機会を設けることができる、（さいたま市議会で実施） （理由） 区制度及び区選挙制を取っていることから、大型事		この条文は議会の活動原則を規定したものであり、議員一人一人が自らの選出区のみならず、8区それぞれの実情を把握した上で全体的な判断をすべきと規定したものです。 なお、ご提案の区別の検討については、現在、各常任委員会で区長出席の下、予算、事業等の審査を行っています。	無

箇所	条例（試案）記述	パブリックコメントによる意見等	市民との意見交換会における意見等	議会基本条例検討会の考え方	修正
	※前頁の続き	業や長期事業また他の区にまたがる事業等について議会での区個別の検討することが必要になってくる。区自治協議会等との検討会（意見交換会）などで課題や情報の共通認識や連携が可能になれば良いのでは。市民，行政，議会の連携の強化に。			
P 3		区にこだわると市としての統一感や全体的な方向性を誤る場合があると思う。しかし各区の実情を把握するのは必要不可欠なので，議員が各区の自治協議会との意見交換会をすることなどを条文に書き込むべき。		区自治協議会は地方自治法及び市条例に基づいて市長の附属機関として設置されているものであり，市長等へ意見を言えるなどの機能を持っています。議会としても市民の意見を市政に反映させていくためには，市民，市民団体，民間非営利団体等から広く意見を聴いていく必要があると考えて第8条に規定しており，区自治協議会もその重要なひとつとして考えています。	無
P 3	（議員の活動原則） 第4条 議員は，市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者及び議事機関の構成員として，次に掲げる原則に基づき活動します。 （4）高い倫理性を常に確立し，誠実かつ公正に職務を遂行すること。	「倫理性」を確立するのではなく常に「持」って誠実かつ公平に・・・のほうがわかりやすいと思う。		ご意見の趣旨を踏まえ，次のとおり修正します。 「高い倫理性を確立し，常に誠実かつ公正に職務を遂行すること。」	有
		「高い倫理性を常に確立し」を「高い倫理性に基づく日常活動を行うとともに」としてはどうか。 （理由）市民から選ばれた立場として，市民の模範となるべき日常活動を行うことが重要。		第4条には「高い倫理性に基づく日常活動を行うとともに」の趣旨も含まれています。ご意見のとおり，市民の模範となるべく議員として全力で取り組みます。	無
		（条文追加） 「政治倫理条例を別に定める」（三重県議会，伊賀市議会，会津若松市議会で実施） （理由） 政治倫理については市民はもちろん，議員でもそれぞれの倫理観があり，議員の行動の透明化を求める上でも，また議員と市民が倫理基準値を共有する上でも一定の倫理基準が必要。 また，別に定める「政治倫理条例」には市民の請求により，附属機関「政治倫理調査会」を設けることを可能にしてもらいたい，ここでも市民意見聴取の担保してもらいたい。会津若松市の「政治倫理条例」が具体的で市民にわかりやすいため参考にされたい。（会津若松市議会で実施）	市民が考えている倫理と議員が考えている倫理の基準が一致しないことにはさまざまな齟齬が生まれるということになる。倫理性を確立するため議会基本条例に「倫理条例を別に定める」と規定して，倫理条例を制定してはどうか。	新潟市議会政治倫理要綱を定めています。条例化というご提案につきましては，議会改革の課題の一つとして検討していきたいと思います。	無
P 3	（議員の活動原則） 第4条（新規・追加）	第8条第5項の議会報告会について，「議会」を「議員」に修正し，第6号として追加する。 （追加理由） 第8条第5項の議会報告会等は，議会ではなく議員である。したがって，「議会」は「議員」に修正し，第6号として追加した方が良いから。		議員としての議会報告については，第4条第1項2号で「自らの議会活動を市民にわかりやすく説明すること」としています。 第8条第5項は，市民に対する議会報告会を議会が主催することに大きな意味があると考え規定しました。	無

箇所	条例（試案）記述	パブリックコメントによる意見等	市民との意見交換会における意見等	議会基本条例検討会の考え方	修正
P 3	<p>（議長及び副議長）</p> <p>第5条 議長は、議会を代表する中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行わなければなりません。</p> <p>2 議長は、議会の秩序の保持に努め、効率的に議事を整理し、議会の事務をつかさどります。</p> <p>3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合について準用します。</p>	第5条は不要。		<p>この条文は議長及び副議長の職務上における義務について規定したものです。</p> <p>議会は、市民の直接選挙によって選ばれ、その職責を対等に担う複数の議員によって構成される合議制の機関であり、機関として意思決定を行うこととされることから、議会における活動を主宰し、対外的に議会を代表する者を置くこととなります。</p> <p>議長には各種の権限が与えられていることから、その職務執行に当たっては、公正・中立さが特に要請されるため本条を設けました。</p>	無
		「議長及び副議長」の規定は基本条例には全く不要。			無
P 3	<p>（議長及び副議長）</p> <p>第5条 議長は、議会を代表する中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行わなければなりません。</p>	<p>（文言訂正）</p> <p>「議長は、議会を代表する中立かつ～」を「議会を代表し、中立かつ～」に訂正してはどうか。</p>		<p>より条文の趣旨をわかりやすくするため、次のとおり修正します。</p> <p>「議長は、議会の代表者として中立かつ公平な立場において職務を行い、～。」</p>	有
P 3 ～ P 4	<p>（推進組織の設置）</p> <p>第6条 議会は、この条例の趣旨を実現し、不断の改革に取り組むため、議員で構成する推進組織を設置します。</p> <p>2 推進組織は、その目的を達成するため、市民及び学識経験者等の意見を積極的に聞くものとします。</p> <p>3 推進組織及び運営については、別に定めます。</p>	<p>（文言訂正）</p> <p>条見出しの（推進組織の設置）は（議会改革組織の設置）又は（改革組織の設置）としてはどうか。（理由）</p> <p>実際の運用上、ただ単に推進組織では市民にわかりにくい、何の推進組織なのか、明確にした方が市民にわかりやすい。</p> <p>したがって、第2、3項の「推進組織」は「議会改革推進委員会」又は「改革推進委員会」としてはどうか。（三重県議会、上越市議会で実施）</p>		<p>推進組織の役割については第6条第1項で「条例の趣旨を実現し・・・取り組む」と規定しており、推進組織の名称については、条例制定後改正される規則によって定められる予定です。</p>	無
P 4	<p>（推進組織の設置）</p> <p>第6条第3項 推進組織及び運営については、別に定めます。</p>		「別に定めます」ではいつになるかわからない。条文として明記すべき。	<p>条例の制定後速やかに規則を改正し、組織を設置します。運営等詳細については要綱等で定めることとなります。</p>	無
P 4	<p>（会派）</p> <p>第7条 議員は、基本的な理念を共有する議員をもって会派を結成することができます。</p> <p>2 会派は、必要に応じて会派間の調整に努め、円滑かつ効果的な議会運営を図ります。</p> <p>3 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策提案のために調査研究を行います。</p> <p>4 会派は、その活動について、市民に対して説明するよう努めます。</p>	「会派」規定は、条例案にも「結成することができます」とあるとおり、任意事項であって必須事項ではない。現在の会派を土台とした議会運営を見直すためには、少なくとも「第5章 議会運営」に会派規定を置くべき。		<p>「第5章議会運営」に会派規定を置くべきとのご意見ですが、この条文は会派について「議会及び議員」の視点で規定しています。</p>	無
			<p>選挙の時はどういう人かということを知って選挙するが、議員になるとそれぞれ会派に入るため、どの会派がどういう考えなのかがほとんどわからなくなる。選挙をする市民に対してその会派自体が考えてもらいたい。</p>	<p>規模が大きく、また、委員会制度を中心に運営される議会においては、政策・理念を共有する集団として構成された会派同士の議論が、円滑な議会運営に資する面を有しているため、新潟市議会は会派制を採っています。</p>	無

箇所	条例（試案）記述	パブリックコメントによる意見等	市民との意見交換会における意見等	議会基本条例検討会の考え方	修正
	※前頁の続き		「議員の活動を支援します」とある。会派に入ってしまうと、議員個人の意思が消えてしまう。市民は、議員個人の考え方、理念、政策に基づいて投票して議員になってもらっている。「個人の意思、個人の理念というものを尊重し、議員活動を支援する」など、「個人の議員の意思を尊重する」という文言を入れてもらいたい。	会派がどういう考えを持っているかがわからない。というご意見については第4項で会派の説明責任を果たしていくよう規定しました。	無
			会派についての説明を受けたがよくわからない。議会運営のためだけでなく一人一人の議員の意見が十分反映できるように、その論議が市民によく伝わるように論議を尽くしてほしい。会派などいらないのではないか。		無
P 4	(会派) 第7条 議員は、基本的な理念を共有する議員をもって会派を結成することができます。	(条文を次のように修正) 第7条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができます。 (理由) 会派は、任意事項。不可欠なものではなく、慣習的に存在しているもの。		市民との意見交換の中で、「会派の必要性」や「会派とはどういうものか」という意見が多数あったため、検討会で再度議論し、このように規定したものです。	無
P 4	(会派) 第7条第2項 会派は、必要に応じて会派間の調整に努め、円滑かつ効果的な議会運営を図ります。	(条文を次のように修正) 第7条第2項 会派は、議会活動の原則に基づき、会派間の調整に努めます。 (理由) 本議会条例が、会派活動の土台。			無
P 4	(会派) 第7条第3項 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策提案のために調査研究を行います。	(文言追加) 「議員の活動を支援するとともに」を「議員個人の意志を尊重し、活動を支援するとともに」としてはどうか。 (理由) 市民（有権者）は議員個人の政策や理念に基づいて選んでいる。したがって会派としても政策が同じでも議員個人の意志や理念を尊重されなければならない。会派の縛りで議員個人の選挙公約や、議員の個性が消えうせることのないように担保してもらいたい。この点は多くの市民が疑問を抱いているところ。是非、新潟市議会の新しい改革の取り組みとして検討願いたい。		議員の意思が十分に反映できるように次のように修正します。 「会派は議員の意思を尊重しその活動を支援するとともに、～」	有
		(条文を次のように修正) 第7条第3項 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案、政策提言のために調査研究を行います。			立案及び提言を提案としました。

箇所	条例（試案）記述	パブリックコメントによる意見等	市民との意見交換会における意見等	議会基本条例検討会の考え方	修正
	※前頁の続き	(理由) 市長等への「提案」ではなく、立案、提言こそが、議員、議会の本旨。			
P 4	(会派) 第7条第4項 会派は、その活動について、市民に対して説明するよう努めます。	第7条第4項は不要。		市民意見交換会において会派の活動に対する不透明さを指摘する声が多数あり、議会全体の透明性を実現するため、規定したものです。	無
		会派について一項目を立てたのはいいことだと思う。しかし、市民にとって会派を作る意味（利点）がわからないことも事実であり第4項を十分に生かして欲しい		第7条第4項に規定してあるように、その趣旨を十分に生かしていきたいと考えております。	無
P 4	(会派) 第7条（新設・追加）	(条項追加) 「いずれの会派にも属さない議員に対し適切な配慮を行うものとする」と規定してはどうか。 (理由) 会派に属さなくても一定の市民の負託を受けた議員として、議会での身分、権利の保障を担保するもの。委員会の参加などの考慮を求めるもので、別に定める「議会運営委員会条例」などに配慮し反映させていただきたい。（さいたま市議会で実施）	会派に属していない議員は議会活動の中で不利益を生じないようにしてもらいたい。さいたま市では「いずれの会派に属さない議員に対して適切な配慮をする」という文言が入っている。 会派に関する条項と無所属議員の扱いを文言として入れる。	会派の結成は任意であり、現在も市議会では無所属の議員に対しては不利益が生じないよう配慮に努めています。	無
P 4	第3章 議会の権限（新規・追加）	第3章として次の条文を追加し、現第3章を第4章とし、以下の章に1を加えた章とする。現第8条を第20条とし、以下の条の数字に20を加えた条とする。 第3章 議会の権限 第8条 その議会の権限を大別すると、概ね次の11に分けられる。 (1) 議決権 (2) 選挙権 (3) 検査権 (4) 監査の請求権 (5) 意見書提出権 (6) 調査権 (7) 自律権 (8) 同意権 (9) 承認権 (10) 請願、陳情を受理し、処理する権限 (11) 報告、書類の受理権 第9条 議決権とは、議会の持つ権限の中で、最も本質的、基本的なものであり、議会の存在目的からも第一にあげられる権限である。 議決事項の内容は次の15である。 (1) 条例の制定又は改廃 (2) 予算の議決 (3) 決算の認定 (4) 地方税の賦課徴収又は、分担金、使用料等の徴収 (5) 重要な契約の締結 (6) 財産の交換、不適正対価による譲渡、貸し付け等		地方自治法第96条第2項にわかりやすく規定されていることから、本条例（試案）には盛り込まないこととします。	無

箇所	条例（試案）記述	パブリックコメントによる意見等	市民との意見交換会における意見等	議会基本条例検討会の考え方	修正
	※前頁の続き	<p>(7) 財産の信託 (8) 重要な財産の取得, 処分 (9) 負担付きの寄付又は譲与 (10) 権利の放棄 (11) 重要な公の施設の条例で定める長期かつ独占的な利用 (12) 審査請求その他の不服申立て, 訴えの提起, 和解, 斡旋等 (13) 損害賠償の額の決定 (14) 公共団体等の活動の総合調整 (15) その他法律, 政令による議決権事項</p> <p>第10条 選挙権とは, 議会には, 議決機関としての権限のほか, 選挙機関としての権限もある。</p> <p>第11条 検査権とは, 議会が住民代表の機関としての立場にあることから与えられるもので, 市の事務に関する書類及び計算書を検閲することにより, あるいは, 市長等の執行機関からの報告を請求して, 市の事務の管理, 議決の執行及び出納を検査する権限である。</p> <p>第12条 監査の請求権とは, 議会が監査委員に対して, 市の事務に関する監査を求め, その結果の報告を請求する権限である。</p> <p>第13条 意見書提出権とは, 市の公益に関する事件について, 市の議決機関としての議会の意思を決定して, 国・県等に表明する権限である。</p> <p>第14条 調査権とは, 議会の持つ重要な職責を十分果たすために, 市の事務について調査できる権限である。</p> <p>第15条 自律権とは, 議会が国や県の機関やその市の執行機関からなんらの干渉や関与を受けないうで, 自らの規律する権限である。</p> <p>第16条 同意権とは, 市長その他の執行機関の執行行為については, 一般的に議会の議決を要しないのであるが, 特に重要なものについて, 執行の前提手続きとして議会に同意という形で関与する権限で与えている。</p> <p>第17条 承認権とは, 権限を有する執行機関が処理した事項について, 事後に承諾を与える権限である。</p> <p>第18条 請願・陳情を受理し, 処理する権限とは, 議会は, 住民の代表機関として, 民意を広く行政に反映させるため, 単に, 議会本来の権限事項を処理するだけでなく, 市の事務や議会の権限に属する事項全般に関する請願・陳情を受理し, これ</p>			

箇所	条例（試案）記述	パブリックコメントによる意見等	市民との意見交換会における意見等	議会基本条例検討会の考え方	修正
	※前頁の続き	<p>を処理する権限を有する。</p> <p>第19条 報告、書類の受理権とは、議会は、市長やその他の執行機関の事務処理を住民代表の機関として監視する権限を有するので、地方自治法は、執行機関の処理する事務について、一定の報告することを義務付けている。また、議会の審議のためや議会に執行状況を知らせるため一定の書類の提出を義務づけている。</p>			
P 4 ～ P 5	第3章 市民と議会 全体		<p>第3章市民と議会は重要な項目と考えるが、全体的に明確さに欠けている。</p> <p>いつ、どこでというように、もっと具体性が必要ではないかと思う。</p>	<p>「陳情・請願者の申出により、意見を聞く機会を設ける」「議会報告会を開催する」など明確に規定しましたが、どのように実施するかについては、第6条に規定する推進組織での議論で市民の皆さんの期待に応えたいと考えています。</p>	無
P 4	<p>（市民参画の推進）</p> <p>第8条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参画しやすい環境の整備及び機会の確保に努めます。</p> <p>2 議会は、市民の意見及び知見を審査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用を努めます。</p> <p>3 議会は、請願及び陳情を市民による幅広い提案や意見と位置付け、提案者の申し出により、意見を聴く機会を設けます。</p> <p>4 議会は、市民、市民団体、民間非営利団体等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図ります。</p> <p>5 議会は、議会報告会を開催し、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握して、議会活動に市民の意見を反映させます。</p> <p>（広報及び広聴の充実）</p> <p>第9条 議会は、多様な広報及び広聴手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるとともに、議会の広報及び広聴の内容及び在り方について不断に検証します。</p>		<p>第8条、第9条の危うさを感じる。（自治基本条例の危険性と同一のもの）</p>	<p>「危うさ」のご趣旨が良くわかりませんが、第8条（市民参画の推進）、第9条（広報及び広聴の充実）は、市民主権の考えから、実効ある議会改革を実現するには、議会から市民への情報公開と議会への市民参画が基本と考えたものです。</p>	無

箇所	条例（試案）記述	パブリックコメントによる意見等	市民との意見交換会における意見等	議会基本条例検討会の考え方	修正
P 4	（市民参画の推進） 第8条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参画しやすい環境の整備及び機会の確保に努めます。	（条文を次のように修正） 第8条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参画しやすい環境を整備し参加の機会を確保します。 （理由） 努力規定ではなく、推進規定が必要。		条見出しにもあるとおり、市民参画を推進するという趣旨で規定しています。	無
P 4	（市民参画の推進） 第8条第2項 議会は、市民の意見及び知見を審査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用に努めます。	（条文を次のように修正） 第8条第2項 議会は、市民の意見及び知見を審査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度を活用します。 （理由） 努力規定ではなく、推進規定が必要。			無
			市が設定した公聴会に出たことがあるが、全く形式的でつまらないと感じた。せっかく皆さんに聞いてもらって大いに討論してもらいたいと思ったが、全然討論が起こらなかった。是非、公聴会の条例や規則があれば条例を改正し、十分な討論が行われるような公聴会にしてもらいたい。	公聴会は、市民の皆さんの意見や知見を審査に反映させるため積極的に活用したいと考えています。その際は、十分その機能が果たせるように議会としても工夫・努力する必要があると考えます。	無
P 4	（市民参画の推進） 第8条第4項 議会は、市民、市民団体、民間非営利団体等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図ります。		意見交換の場を多様に設けるとあるが、具体的に設定してもらいたい。一回で形式的に済ませました。と言うようなことでは折角盛ったのが生きてこない。本当に生きてくるような設定を具体的にやってもらいたい。	現在も特別委員会や各議員連盟で意見交換を行っていますが、条文どおり多様に設けたいと考えています。具体化は第6条に規定する推進組織で検討したいと考えています。	無
P 4	（市民参画の推進） 第8条第5項 議会は、議会報告会を開催し、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握して、議会活動に市民の意見を反映させます。	（条文追加） 「議会報告会に関することは別に定める」と規定してはどうか。 （理由） 議会報告会が実効あるものにするため、実施組織や実施方法など規則で決めておくことが必要。（伊賀市議会、名古屋市議会、上越市議会で実施）		議会報告会については「必要に応じて開催する」という自治体もある中で、この条例（試案）では「議会報告会を開催する」と規定したものです。当然、具体的にどのように開催するかは、第6条に規定する推進組織で検討を行い、規則等で定めていきます。	無
		「議会」を「議員」に修正し、第4条第1項第6号へすべて追加する。 （修正理由） 議会報告会等は、議会ではなく議員である。したがって、第4条第1項第6号とする。		議員としての議会報告会については、第4条第1項2号で「自らの議会活動を市民にわかりやすく説明すること」としています。 第8条第5項は、市民に対する議会報告会を議会が主催することに大きな意味があると考え規定しました。 議会報告会では、議会審議の経過や結果などを報告し、市民の皆さんから議会に対する意見や要望を聞き、それに答えるものです。	無

箇所	条例（試案）記述	パブリックコメントによる意見等	市民との意見交換会における意見等	議会基本条例検討会の考え方	修正
	※前頁の続き		「議会報告会を開催し」というふうにあります が、「議会報告会に関することは別に定める」とし た方がわかりやすいのでは。	議会報告会については「必要に応じて開催する」 という自治体もある中で、この条例（試案）では「議 会報告会を開催する」と規定したものです。当然、 具体的にどのように開催するかは、第6条に規定す る推進組織で検討を行い、規則等で定めていきま す。	無
			議会報告会に対する仕組みづくり、いわゆる具体 的にどのような方法で行うのかということに関して 定めてほしい。		無
P 4	（広報及び広聴の充実） 第9条 議会は、多様な広報及び広聴手段を活用 することにより、議会活動に関する情報の積極 的な公開及び発信に努めるとともに、議会の広 報及び広聴の内容及び在り方について不断に 検証します。		「議会の広報及び広聴の内容及び在り方について 不断に検証する」となっているが、「不断に検証し、 充実に努める」を入れるとともに「そのため議員で 構成する広報広聴委員会を設置する」「広報広聴委 員会に関することは別に定める」としてはどうか。	ご意見を踏まえ、次のように修正します。 「不断に検証し、充実に努めます。」 具体的な推進については、現在の「新潟市議会広 報委員会」のあり方も含め、第6条に規定する推進 組織で検討していきます。	有
		（条文を次のように修正） 第9条 議会は、多様な広報及び広聴手段を活用す ることにより、議会活動に関する情報の積極的な 公開及び発信に努め、説明責任を果たすとも に、議会の広報及び広聴の内容及び在り方につ いて不断に検証します。 （理由） 努力規定ではなく、推進規定が必要。		議会の説明責任については、第3条第2項第4号 に規定しています。	無
		（1項の文末に条文追加） 「～検証します」を「検証するため広報広聴委員 会を設置する」としてはどうか。 第2項「広報広聴委員会に関することは別に定め る」としてはどうか。 （理由） 今の条文では抽象的で市民が求めるような広報 広聴が具体的に機能するのか疑問。市民の期待に答 える広報、広聴を実施するには常設の仕組みが必要 ではないか。 また、このことにより常設的に市民の意見を受け る窓口の設置も期待する。（三重県議会、会津若松 市議会、上越市議会で実施）		具体的な推進は、第6条に規定する「推進組織」 の中で検討していきます。	無
P 4	（広報及び広聴の充実） 第9条（新規・追加）	第9条に第2項を追加する。 2 議会は、議員の議会および委員会への出席日 数、本会議の質問回数、条例の提出状況を1年1回、 「市報にいがた」に掲載する。 （修正理由） 理想は、会議での活動内容を広くわかりやすく知 らせることであるが、会議の詳細な内容を議事録や インターネットに掲載しておくだけでは、一般の市		ご意見の内容については、第6条に規定する推進 組織での研究課題としたいと思います。	無

箇所	条例（試案）記述	パブリックコメントによる意見等	市民との意見交換会における意見等	議会基本条例検討会の考え方	修正
	※前頁の続き	民は、ほとんど見ないし、かえって全般の動きがわかりにくい。まずは、出席日数や質問回数、条例の提出状況を掲載する事により、広く市民に議員の動きを知ってもらおう。議員の側は、出席日数や質問回数等が少なくても、自分はちゃんと活動していると言うのであれば、そのことを自分で説明すればよい。出席日数や質問回数等を市民に知らせたくないという議員は、いないと信じていたい。			
P 5	（会議等の公開） 第10条 議会は、市民に対する説明責任を果たし、市民が主体的に市政に参画することができるよう、傍聴、インターネットの利用その他の方法で会議等を公開します。	議会としての説明責任は市民の側からのアクセスだけなのか。傍聴できない人、インターネットを利用しない人も多いはずで、議会のほうから市民に説明に出かけるという形があってもいいのではないか。		第8条第5項で規定した議会報告会は、「議会の方から市民に説明に出かけるという形」を想定しています。	無
P 5	（会議等の公開） 第10条第2項 議会は、公開した会議等で使用した資料及び会議録を積極的かつ速やかに公開します。		資料及び会議録の公開は具体的にどうするのか。	現在、本会議録や委員会の資料及び会議録の公開については、市政情報室で公開しています。 また、ホームページでも会議録を公開しています。	無
P 5	（会議等の公開） 第10条（新規・追加）	（条文追加） 議会は市民に対し情報を公開することを積極的に行うため、「あらかじめ議会等の日程、議題等を市民にわかりやすく周知します」と規定してはどうか。 （理由） 今の議会の日程、議題等は一般市民にわかりにくい、また予告が会議の間近にされるため傍聴等も日程がつかないことが実情。（名古屋市議会で実施）		現在も議会日程等は、「市報にいがた」やホームページでお知らせしていますが、日程や議案の周知を速やかにわかりやすく行うよう工夫します。	無
		（条文追加） 「議会は重要な議案についての議員の賛否を公開します。」と「議会は市民が傍聴し易い環境を整備します。」の2項を追加してはどうか。 （理由） 当たり前のことだが、議会の透明性、議員の行動の責任を明らかにしなければならない。（名古屋市議会、上越市議会で実施）		第8条第1項で「市民が議会活動に参画しやすい環境の整備及び機会の確保に努め」と規定しています。 また、「議員の議案に対する賛否の公開」については今後議論していきたいと考えています。	無
P 5	（市長との関係） 第11条 議会は、市長と同じく市民から選挙された議員による議事機関であり、市長とは独立対等の立場で、緊張関係を保ちながら、議事機関としての役割を果たしていくものとする。	最終行「~のとする」を「~のとします」としてはどうか。 （理由） 文章全体を「~します」に統一。		ご意見のように次のとおり修正します。 「~議事機関としての役割を果たしていくもの」とします。」	有

箇所	条例（試案）記述	パブリックコメントによる意見等	市民との意見交換会における意見等	議会基本条例検討会の考え方	修正
	※前頁の続き	(条文を次のように修正) 第11条 議会は、市長等との緊張関係を保ちながら、議事機関としての役割を果たしていくものとする。 (理由) 簡潔明瞭に。		市民にわかりやすく、より具体的に表現したものです。	無
P 5	(議会への説明等) 第12条第3項 市長等は、予算の調製又は計画等の作成若しくは変更に当たっては、関連する決議に含まれる議会の意見表明及び政策提言の趣旨を尊重するものとします。		「予算の調製」の「調製」は「調整」では。	予算の編成までの一切の行為を「予算の調製」と言います。	無
P 6 ～ P 7	第5章 議会運営 全体	全体に、「努めます」という文言で結ばれているように努力規定となっていて、具体的改革着手と読み取れない。		この条例では、第6条に規定する推進組織を設置し、改革に向けた具体的な手法を検討し、またその推進状況を検証する機会も設けることとしており、着実に前進させていきます。	無
P 6	(議会運営) 第14条 議会は、議員及び会派相互間の活発な討議を行うとともに、公正、公平かつ効率的な議会運営に努めます。		「公正、公平かつ効率的」となっているが、民主的運営の項目も入れてもらいたい。	議会は討論の場であるという原則に立ち、議員の自由討議を重視した議会運営を行うとともに、議会全般において、公正、公平かつ効率的な運営に努めることを規定したものであり、この規定によってご意見の「民主的運営」も担保するものです。	無
P 6	(議会運営) 第14条第2項 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、その過程を明らかにしなければなりません。		議長、副議長の選出は、ただ経過を説明するだけでなく、どういう考え方で市政を引っ張って行こうとしているのか、そこを明確にする所信表明を行った上で、市民にも明らかにしてもらいたい。そういう内容を入れてほしい。	地方自治法では、議会内の選挙について立候補制を規定していないため、議会として議長、副議長の選挙において所信表明の機会を条例の中に盛り込むことはできません。そのため、経過ではなく過程を明らかにすることと規定しました。	無
			議長の決め方、多数会派から順番に上ってくるような決まり方は、是非改善してほしい。	具体的には非公式にはなりますが、所信表明の場を設けることを考えています。	無
P 6 ・ P 7	(議員間討議) 第16条 議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において、積極的に議員相互間の討議に努めます。 (会議等における質疑応答等) 第18条第3項 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができます。	前文の「議会は、・・・議事機関であり、意思決定機関としての役割」という認識は、主権者市民の期待とずれているのではないかと。 二元代表制の一機関である市議会は、住民を代表する一方の機関として市長と対等です。議事機関・意思決定機関という機能が託されていることは事実である。しかし、議員個々はもとより、市民代表機関としての議会が、市政課題に対する論点・争点を明らかにすることが大前提である。残念ながら新潟市議会では全く開示されていない。執行部に対する一方通行の質疑という審議手法がネックになっている。議員相互間での自由討論とその公開・説明		議員相互間の自由討論は、第16条に規定し、市長等の反問権は、第18条第3項に規定しています。	無

箇所	条例（試案）記述	パブリックコメントによる意見等	市民との意見交換会における意見等	議会基本条例検討会の考え方	修正
	※前頁の続き	を強く求めます。さらに、市長等の反問も組み入れるべき。			
P 6	（議員間討議） 第16条 議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において、積極的に議員相互間の討議に努めます。	「積極的に」というのは議員の心象のようなものなので「議員相互間の十分な討議」として欲しい。		「積極的に」の中には当然「十分な」という意味も含まれています。	無
P 6	（議員間討議） 第16条 議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において、積極的に議員相互間の討議に努めます。 2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策提案を積極的に行います。	「議員相互間の討議」を掲げているが理念倒れが懸念される。市長等執行部に対する質疑中心の審議を減らし、議員間の自由討議中心とすることが必要ではないか。		ご意見のようにこの条例の趣旨を踏まえ、議員間の討議を活発にし、より良い意思決定ができるよう努めます。	無
P 6	（委員会の活動） ・第17条 委員会は、市政に関する課題及び市の事務に関する調査を行い、付託された事件については、最良の意思決定を導くために慎重かつ活発な審査を行います。 3 特別委員会は、付議事件について、適切かつ迅速に対応するため、目的及び期間を定めて、課題の審査及び調査を行います。ただし、特別委員会の設置目的が達成された場合は、その設置期間にかかわらず、速やかにこれを改組し、又は廃止します。		議会の議員間の自由討議条例の明記が必要ではないか。	この条例でそれぞれの目的に応じて設置された会議において、議員相互間で活発な討議を行い、議論を深め、合意形成を図りながら、より良い政策を立案し提言することを規定しており、自由討議条例は改めて必要がないと考えます。	無
P 7			「事件」という言葉を使っているが市民に親しみやすい言葉を使ってはどうか。	地方自治法でも「事件」と規定しており、整合性を図るため使用しています。	無
P 6	（委員会の活動） 第17条第2項 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、法第109条第7項に規定する権能に基づき政策提案を行います。	（条文を次のように修正） 第17条第2項 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、法第109条第7項に規定する権能に基づき政策立案及び政策提案を行います。 （理由） 「提案」ではなく、議会自ら「立案」を目指す。		立案及び提言を提案としました。	無

箇所	条例（試案）記述	パブリックコメントによる意見等	市民との意見交換会における意見等	議会基本条例検討会の考え方	修正
P 7	（会議等における質疑応答等） 第18条第2項 本会議における質問については、論点及び争点を明らかにして行い、議員は、一括質問一括答弁方式又は一問一答方式を選択することができます。	議員自身が自分にあった方式を選ぶことができるのは良いことだと思う。		論点及び争点を明らかにし、市民にとってわかりやすいものとなるよう努めます。	無
P 7	（会議等における質疑応答等） 第18条第3項 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができます。	反問権は議論を深めるために良いことだと思う。		ご意見のように「議論を深める」ということも含め、議会における審議等が市民にとってわかりやすいものとなるよう努めていきます。	無
		（条文を次のように修正） 3 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑の趣旨を確認するため発言をし、質問に対して反問することができます。 （理由） 市長等からの「反問」があつてこそ、議員と議会の代表機関としての責務が果たせる。	議員の質問等に対する、市長、職員の反問権の明記が必要ではないか。	議員の質疑・質問に対して、その趣旨を確認するための発言を反問権として市長等に認めたものです。 反問権と明記しなかった理由は、その意味合いに幅があることから、市長等に与える権利をより明確に表現すべきと考えたからです。	無
		「市長等の発言」規定があるが、当然これには「反問」も明記すべき。			
	第18条第3項を次のように修正する。 3 市長等は、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨につき、議員に対し質問することができる。市長等および議員は、相手方の質問に対し、お互いに誠実に答弁するものとする。 （修正理由） 従来は、議員の質問に対し市長等が、問いただすことは、事実上困難な状況である。その為質問内容が、応々にして実現可能なのか、どの程度考え抜いて質問しているのか疑問な場合がある。市長等と議員双方の質問方式で、議会が活性化している自治体もあるので、まるっきり実現不可能な制度ではない。新潟市でも是非実施して施政が、実のあるものにしてほしい。			二元代表制の下、執行機関と独立・対等の関係にある議会は、執行機関を監視・評価する役割を担っています。したがって、同じ立場で質問をするという関係にはならないものと考えます。	無
P 7	（議会の機能の強化） 第19条 議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに議会が行う政策提案に関する機能を強化します。	「～に関する機能を強化します」を「～に関する強い機能を有します」としてはどうか。 （理由） 「強化します。」の表現は、「〇〇に対して強化する。」としなければ意味不明。 「強い機能を有する。」でいいのではないか。		議会が機能強化するのは、市長等の事務の執行に対する監視及び評価と議会が行う政策提案であり、現在でもその機能を有していることから、さらに機能の強化をここで規定しています。	無

箇所	条例（試案）記述	パブリックコメントによる意見等	市民との意見交換会における意見等	議会基本条例検討会の考え方	修正
	※前頁の続き	<p>(条文を次のように修正)</p> <p>第19条 議会は、意思決定後の市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに議会が行う政策立案及び政策提案に関する機能を強化します。</p> <p>(理由)</p> <p>「監視、評価」は議会の意思決定後。 「提案」ではなく、議会自ら「立案」を目指す。</p>		<p>「監視、評価」は、当然のことながら意思決定後のことになるため盛り込まないこととします。 また、立案及び提言を提案としました。</p>	無
P 4 ・ P 7	<p>(推進組織の設置)</p> <p>第6条第2項 推進組織は、その目的を達成するため、市民及び学識経験者等の意見を積極的に聞くものとします。 (学識経験者等の活用)</p> <p>第20条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査に当たり、学識経験者等を積極的に活用するものとします。</p> <p>2 議会は、前項の専門的事項に係る調査のため必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができます。</p>		<p>専門委員や学識経験者の意見を聞くとあるが、議会はとかく多数決で決めてしまう。しかし、事前の調査・研究は多数や少数ではない、多数意見、少数意見の両方についての専門家等呼んで検討する必要があるのではないか。</p>	<p>具体的に、専門家等の意見の聴取や調査機関を設置する際には、ご意見の趣旨も踏まえた上で対応していきます。</p>	無
P 8	<p>(議会図書室)</p> <p>第22条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実強化に努めます。</p>	<p>議会図書館とはどのようなものか、充実強化することは政策作成に資するので良いと思うが、できれば市民にも開放して欲しい。</p>		<p>議会図書室は議員の調査研究に資するために設置しているものです。議会図書室を市民に開放するためには、人的配置等の整備の必要があり、今後の課題としたいと考えます。</p>	無
P 4 ・ P 8	<p>(別に条例で定める事項)</p> <p>第23条 議員定数、定例会の回数、委員会、政務調査費、議員報酬及び費用弁償並びに資産等の公開に関しては、別に条例で定めます。 (推進組織の設置)</p> <p>第6条第2項 推進組織は、その目的を達成するため、市民及び学識経験者等の意見を積極的に聞くものとします。</p>	<p>この度の試案では議員定数、政務調査費、議員報酬の改定見直し等の検討の際、市民参加（市民の意見を聴く）検討会や諮問機関などの機関設定が保障されているか確認したい。 もし保障されていないければ、それを保障する条例を望みます。</p> <p>(別に条例で定める事項)</p> <p>第23条 議員定数、定例会の回数、委員会、政務調査費、議員報酬及び費用弁償並びに資産等の公開に関しては、別に条例で定めます。 と別に定めるとしている。 なお、 (推進組織の設置)</p> <p>第6条第2項 推進組織は、その目的を達成するため、市民及び学識経験者等の意見を積極的に聞くものとします。 とありますが、この第6条第2項で市民意見が反映</p>		<p>議員報酬及び政務調査費の額の改定などは新潟市特別職報酬審議会の答申を受けて決定することになっています。 また、第23条で規定されている項目については第2条第2項「議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するとき、この条例の趣旨を尊重しなければなりません。」と規定しており、これを遵守して進めたいと考えています。 推進組織については、条文にもあるとおり「～市民及び学識経験者等の意見を積極的に聞くものとします。」としており、第8条（市民参画の推進）では、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会の開催などさまざまな市民意見を反映する仕組みを規定しています。</p>	無

箇所	条例（試案）記述	パブリックコメントによる意見等	市民との意見交換会における意見等	議会基本条例検討会の考え方	修正
	※前頁の続き	<p>される事が保障されるものと解釈できますが、もし保障されないものであれば、保障する文言にして市民参加を担保して下さい。</p> <p>○議員定数、政務調査費、議員報酬及び費用弁償については、今までは議会（議員）が独自で検討及び決定していましたが、この議会基本条例の前文で「市民の議会への参画の保障」を宣言しています。</p> <p>したがって、市民意見を反映する仕組みを導入することが責務です。</p> <p>この度のように議員定数削減などで一部の議員の暴走を阻止し、市民意見を反映した民主的な手法で検討がなされることを期待するものです。</p>			
P 8	<p>（別に条例で定める事項）</p> <p>第23条（新規・追加）</p>	<p>（次のように第2項を追加）</p> <p>2 前項の条例について、これを制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を踏まえ、議員又は委員会がこれを提出するとともに、制定し、又は改廃する案の策定にあたっては、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度を十分活用するものとする。</p> <p>（理由）</p> <p>議会改革は、有権者市民の判断が欠かせない。</p>		<p>第23条で規定されている項目については第2条第2項を遵守して進めたいと考えています。</p>	無
P 8	<p>（条例の見直し）</p> <p>第24条（新設・追加）</p>	<p>（条項追加）</p> <p>「議会は、この条例の目的が達成されているか、条例制定後4年以内に1度見直し検討するものとする。」と規定してはどうか。</p> <p>（理由）</p> <p>新しい条例を制定した後、議会運営や議員活動に齟齬が生じていないか、追加条項や条文訂正が必要でないか。他の条例との整合性など、1度見直し検証することが適切ではないではないか。このような理由から新潟市自治基本条例も最初の5年で一度見直しする条項になっている。その後は、必要に応じ見直しをすることで良いと思う。</p>	<p>議員の任期である4年のうちに一度だけ見直しの議論を行い、その後は、この条例どおり必要に応じて見直すようにしてはどうか。</p>	<p>この条例の趣旨を実現していくために、第6条に規定する推進組織を設置し、この推進組織の中で常に検討していくものと考えています。</p>	無

箇所	条例（試案）記述	パブリックコメントによる意見等	市民との意見交換会における意見等	議会基本条例検討会の考え方	修正
一	(条例に規定していない項目に関する意見) 区・区自治協議会・自治会との関係		<p>議会は市民の声を吸い上げるということだが、具体的に区の意見の吸い上げるということは、どういう形でこの基本条例の中に明記されるのか。</p>	<p>市民意見の聴取については、前文で「各区及び各地域には～責務があります」と明記しています。また、第4条第1項第3号では議員の活動原則として「各区の実情の把握に努めるとともに～」、第8条第4項では「議会は、市民、市民団体、民間非営利団体等との意見交換の場を多様に設けて～」と明記しています。</p>	無
		<p>区自治協議会もコミュニティもいわゆる分権型を目指して立ち上げられたものだと思う。その大きな理想とこの条例がどう結び付くのか疑問である。区民の、分権型の要となっている区を大事にしようとの主旨から見れば、この条例の中に区自治協議会という言葉がひとつもないが、区自治協議会とどう関係があるのか、どのように関わっていくのかという姿勢が感じられない。</p>	<p>区自治協議会は地方自治法及び市条例に基づいて市長の附属機関として設置されているもので、市長等へ意見を言えるなどの機能を持っています。議会としても市民の意見を市政に反映させていくためには、市民、市民団体、民間非営利団体等から広く意見を聞いていく必要があると考えて第8条第4項に規定しており、区自治協議会もその重要なひとつとして考えています。</p>	無	
		<p>区自治協議会との関連や自治基本条例との関連などを入れるべきではないか。この条例をつくった主旨は、当然のことを明文化したものと捉えている。だからこそ明文化すべきでは。</p>	<p>議会基本条例の位置付けは自治基本条例に基づく条例ではなく、議会独自の基本となる条例と考えているため記載していませんが、自治基本条例の精神や理念は当然尊重すべきものと考えています。</p> <p>なお、区自治協議会との関係については、市民、市民団体、民間非営利団体等から広く意見を聞いていく必要があると考えて第8条第4項に規定しており、区自治協議会もその重要なひとつとして考えています。</p>	無	
		<p>さいたま市議会基本条例では「議会は、区で執行される事務その他区の行政について具体的かつ個別に検討する機会を設けることができる」という文言が入っているが、新潟市の試案では「区のことについての把握」という抽象的な文言になっている。区のことについて入り込んで議論しようという仕組みがないため、区のさまざまな課題については「区だけの議論をする場を設けることができる」というものを入れてもらいたい。</p>	<p>区自治協議会だけに限らず、広く市民の意見や要望を取り入れることを骨子にした内容です。</p> <p>議会は区議会議員ではなく市議会議員です。しかし、区の課題を考えていないわけではありません。前文で議会は市の議会であり、全市を対象としているが、各区ごとの課題も重視して議論していくことを明記しています。</p> <p>ご意見の区別の検討については、現在も各常任委員会でも区長出席の下、予算・事業等の審査を行っています。</p>	無	
		<p>区に関する諸問題への取り組みに関する事項を入れてはどうか。</p>	<p>第4条第1項第3号に「各区の実情の把握に努めるとともに～」と規定しています。</p>	無	

箇所	条例（試案）記述	パブリックコメントによる意見等	市民との意見交換会における意見等	議会基本条例検討会の考え方	修正
	※前頁の続き		区制ができる前に本庁の権限は小さくして、区の権限は大きくすると言ってきたが、実際はそうではない。そういうところを議員は議会で行政当局にただしていかなければならない。この基本条例はそういうことをしてもらいたい。	施策や予算配分、また権限強化で示すように働きかけています。	無
			市議会が市民とどのように向き合うべきか条例化することは大切と考える。 市民の生活に一番近い、自治会、区自治協議会と市議会がいかに連携するかも明記してほしい。	区自治協議会は地方自治法及び市条例に基づいて市長の附属機関として設置されているものであり、市長等へ意見をいえるなどの機能を持っています。議会としても市民の意見を市政に反映させていくためには、市民、市民団体、民間非営利団体等から広く意見を聴いていく必要があると考えて第8条に規定しており、自治会、区自治協議会もその重要なひとつとして考えています。	無
一	（条例に規定のない項目に関する意見） 議員の研修体制		議員研修条例の制定も併せて考えてはどうか。この条例を実行する上でも議員の質の向上が求められるはず。	第4条第1項第5号で「自らの資質の向上を図るため、不断の研さんに努める。」と規定しており、現在も「市政調査会」（議員全員で構成）や「各議員連盟」で研修を行っています。今後もさらに議員研修の充実に努め、ご提案の議員研修条例については、今後の研究課題としたいと考えています。	無
			議員が任期期間中に成果を上げるため（議員の質向上含む）政策能力、立法能力を高める研修体制の条文が必要ではないか。		無
一	（条例に規定のない項目に関する意見） 市民意見の反映の検証		市が提案する議案については、パブリックコメントなどですでに市民の意見を聞いたという前提に立っている。審議会方式でも公募委員の割合は非常に少なく本当に市民の意見が反映されるのか。市の提案が丸飲みに決定されることになるのではないか。議会で本当に市民の意見が反映されているのか検証方法を検討されることを望む。	本条例（試案）では、第12条第1項第2号で、「市長等は議会への説明等を行う際には市民参画の実施とその内容について明らかにする」と規定しています。また、第8条では市民参画の推進を規定しており、これらから、市民意見はますます反映されるものと考えます。	無